

議 案 第 16 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年6月9日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による通知カードの廃止に伴い、通知カードの再交付手数料に係る規定を削除するため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表個人番号に関するカードの交付の項を次のように改める。

個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合その他市長が必要と認める場合を除く。）	1件につき	800円
---	-------	------

別表第1の2を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。